

平成 25 年度

那覇市住宅用太陽光発電システム 補助金制度について

那覇市では、化石燃料代替エネルギーの導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保護についての意識啓発を図ることを目的として、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を行います。

募集期間

平成 25 年 4 月 1 日 (月) 受付時間 8:30~17:15
~予算がなくなり次第終了

※土日・祝日を除く

※申請の受付は先着順 (書類の不備等がある場合は修正後の受理となります。)

※制度の概要、対象、申請方法等については裏面をご確認ください。

注意！！ 今年度より変更点がございます。

- 1、施行前 (着工前) に申請ください。(建売住宅の場合は、引渡し前に申請ください。)
- 2、電力受給開始日から起算して30日以内、又は、平成26年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出ください。

補助金額

システム 1kw あたり 3 万円 (但し 5 万円を上限とします。)

補助対象経費

システムの設置に要する費用

(太陽電池モジュール、架台、工事に関する費用など)

お問合せ先

那覇市 環境部 環境政策課

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 7 階
TEL/098-951-3392 FAX/098-951-3230

平成25年度那覇市住宅用太陽光発電システム補助金制度

補助制度の概要

【補助の対象となる方】

次に掲げる要件のいずれにも該当する方へ補助とします。

- (1) 申請時に対象システムの設置工事に着手していないこと。ただし、建売の場合は対象システムを設置された建物の引渡しがされていないこと。
- (2) 補助金の交付を申請した年度中に対象システムの設置に係る電力会社との電力受給契約を行う個人であること。
- (3) 次のいずれかに該当する個人であること。
 - ア. 自ら居住する本市内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む）に対象システムを設置する者。
 - イ. 本市内において自らの居住の用に供するため、新築する住宅に対象システムを設置する者。ただし、実績報告の日までに現に居住すること。
 - ウ. 本市内において自ら居住の用に供するため、対象システムを設置した新築住宅を購入する者。ただし、実績報告の日までに現に居住していること。
- (4) 本市の市税を完納していること。
- (5) 同一世帯で過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 対象システムを設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- (6) 対象システムによる発電量等に関する情報提供に協力できること。

【補助の対象となるシステム】

次に掲げる要件のすべてに適合するシステム。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満のシステムであること。
- (2) 未使用であること。
- (3) 電力会社と電灯契約を締結することができること。
- (4) リース契約によるシステムではないこと。



応募方法

【必要書類】

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 以下に挙げる添付書類
 - ア. 対象システムに係る契約書及び内訳書の写し（申請時に対象システム設置に係る契約を締結していない場合に限り、見積書の写しでも申請は可能です。）
 - イ. 設置工事着手前の現況写真（※カラー写真に限る）
 - ウ. 対象システムを設置する建物付近の見取り図
 - エ. 対象システムを設置する建物所有者の承諾書（対象システムを設置する建物が申請者の所有でない場合に限る）

手続きの流れ

補助金交付申請書の提出

平成25年4月1日(月)～

交付決定通知

設置工事

電力受給開始

実績報告書の提出

～電力受給開始日から起算して30日以内、又は平成26年3月31日のいずれか早い日

